

## ジェットロ貿易実務講座『応用編（通関知識講座）』

ジェットロ富山では、貿易実務講座基礎編、英文契約書講座に続き、貿易実務講座応用編(通関知識講座)を開催します。

今回は課税標準(価格)や減免税・戻し税、原産地規則などの通関に関する事項を中心にわかり易く解説します。社員研修の一環としても是非ご利用下さい。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

【開催概要】 ※プログラム内容は、次頁をご参照ください。

開催日時	2016年6月22日(水) 9:30~16:30
会場	富山県総合情報センター(情報ビル) 4階 第1第2会議室 ※駐車場無料 (住所) 富山市高田 527 <a href="http://www.toyama-tic.co.jp/tic-comp/access.html">http://www.toyama-tic.co.jp/tic-comp/access.html</a>
定員	50名(先着順)
受講料	¥1,000円(税込み、テキスト代含む。当日受付にてお支払い下さい。) ※ジェットロメンバーズの方は1社につき4名まで無料です。(http://www.jetro.go.jp/members/)
申込締切	2016年6月17日(金) ※定員に達した場合は締切日前であっても受付終了とさせていただきます
申込方法	ジェットロ富山ウェブページよりお申し込みください。⇒ <a href="http://www.jetro.go.jp/toyama">http://www.jetro.go.jp/toyama</a> または、下記の受講申込書にご記入のうえ、ジェットロ富山へ FAX または Eメールにてお送りください。

**【講師】** 中矢一虎法務事務所(司法書士 行政書士) 代表 中矢一虎氏  
司法書士/行政書士/大阪市立大学商学部 講師  
＜略歴＞ 神戸大学法学部卒業後、住友商事株式会社に入社。パリやロンドン駐在時には、主に化学品の貿易取引に携わる。今日まで、欧米・中国・アジア・アフリカ・中近東など世界80カ国以上を国際取引にて歴訪した経験を持つ。現在、中矢一虎法務事務所(司法書士 行政書士)の代表を務め、国際契約書の相談や作成を行う司法書士及び行政書士であり、裁判事務や簡裁訴訟及び中堅・中小企業の国際業務顧問や国際ビジネスに関わるコンサルティングを多数こなしている。大阪市立大学 商学部講師、各種団体が主催する講演会・研修会の講師としても幅広く活躍している。【著書】「貿易実務の基本と三国間貿易完全理解」(中央経済社)他多数

**【持参物】** 筆記用具

**【お問合せ】** ジェットロ富山 [担当:西田] TEL. 076-444-7901 FAX. 076-444-7903 E-mail. toy@jetro.go.jp

**【主催】** ジェットロ富山、富山県国際経済交流推進協議会

**【後援】** 富山県商工会議所連合会、富山県商工会連合会

**【協力】** 北陸銀行、富山第一銀行、富山銀行、日本政策金融公庫富山支店、商工組合中央金庫富山支店、富山信用金庫

ジェットロ富山宛 E-mail : toy@jetro.go.jp FAX : 076-444-7903

貴社名				
TEL			FAX	
ご芳名 【必須】	フリガナ 【必須】	所属・役職	E-mailアドレス【必須】	貿易実務 経験年数

貿易実務に役立つ通関知識 I

I 日本の通関システム

1. AEO(Authorized Economic Operator)制度
2. 輸出通関
3. 輸入通関
4. ATAカルネ (通関手帳)

II 輸入通関における課税標準(価格)と関税

1. 課税標準とは何か
2. 課税価格の基本計算と税金(関税・消費税)
  - (1) 課税価格の原則的決定方法
  - (2) <応用事項>原則的決定方法が適用できない場合とは
  - (3) <応用事項>例外的決定方法

III 日本の関税に関する減免税・戻し税の制度

1. 免税制度
  - (1) 無条件免税
  - (2) 特定用途免税
  - (3) 外交官用貨物等の免税
  - (4) 再輸出免税
2. 戻し税制度
  - (1) 販売受託品等の売れ残り品に関する再輸出の戻し税
  - (2) 契約違反品等の返送等による戻し税
3. <応用事項>その他の減免税制度
  - (1) 加工(日本での加工が困難)または修繕のため輸出された貨物の減税
  - (2) 加工または組立のため輸出された貨物を原材料とする製品の減税
  - (3) 貨物の変質・損傷等の場合の減税または戻し税等
  - (4) その他の制度

IV 国際郵便および個人の携帯(別送品)用貨物による輸入

V 個人の携帯(別送品)用貨物による輸出

VI 関税に関する付帯税

1. 延滞税
2. 加算税(賦課課税方式)
3. 関税に関する加算税の改正  
(2017年1月1日施行予定)

VII 不服申立制度

貿易実務に役立つ通関知識 II  
~経済連携協定(EPA)を使いこなす~

VIII TPP(環太平洋パートナーシップ協定)等と海外販売戦略

1. TPP(環太平洋パートナーシップ協定)
2. 日本のEPA(経済連携協定)とFTA(自由貿易協定)の概要
3. 日本とASEAN経済共同体包括的EPA
  - (1) Back to Back CO [連続する原産地証明書]
  - (2) 累積規定

IX 関税定率法(日本)別表

1. 日本の関税率表と関税番号
2. 世界の関税番号
3. 日本の関税制度
4. 日本の関税率適用順位
5. 日本の輸入通関
6. 輸入関税・消費税計算に関する具体例の検討

X 原産地規則と原産地証明書(関税暫定措置法と条約協定)

1. 特恵関税制度(GSP:一般特恵関税制度)
  - (1) 特恵受益国等の特恵関税制度
  - (2) 特別特恵受益国向け制度
2. 特恵関税制度の原産地規則
  - (1) 一般的構成
  - (2) 関税上の特恵待遇等を受けるための要件
3. 日本のEPA(経済連携協定)制度
  - (1) 譲許表
  - (2) 原産地証明書・原産品申告書等記載のための原産地基準
  - (3) EPAの原産地規則(品目別規則)の実例
  - (4) 自己(原産地)証明制度
  - (5) セーフガード制度
4. 原産地証明書
  - (1) 特定原産地証明書
  - (2) 一般原産地証明書
  - (3) GSPによる原産地証明書 様式A
5. 自己申告制度による原産品申告書
  - (1) 日豪EPAの発効
  - (2) 原産品申告書及び原産品申告明細書の記載例

XI 外国の自由貿易協定

1. ASEAN経済共同体域内の自由貿易協定
2. 中国とアセアンとの間の自由貿易協定(ACFTA)

XII 三国間取引への利用

1. 事例1 一般原産地証明書
2. 事例2 日本ASEAN協定の連続する原産地証明書
3. 事例3 ACFTAのMC

XIII(参考) 輸出業務と輸入業務の流れ

1. 輸出の大きな流れ
2. 輸入の大きな流れ